熊谷市シンボルマーク使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「熊谷市シンボルマーク」（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用者の範囲）

第２条　熊谷市のイメージに合った使用であれば、どなたでも自由に使用できる。ただし、氏名、連絡先、使用目的等を総合政策部企画課まで連絡するものとする。

（取扱い上の配慮）

第３条　シンボルマークを使用する者は、シンボルマークが熊谷市の速やかな一体化・均衡ある発展を図る象徴であることを認識し、かつ、その取扱いにあたっては、その制定の趣旨を損なわないように十分配慮しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第４条　前条の規定により、シンボルマークを使用する者は、その使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　シンボルマーク形状については、変形、縦横の比率の変更及び図形の追加は認めない。

(2)　シンボルマークの色に関しては、下記のとおりとし、指定色の組み合わせ変更は認めない。ただし、例外として、下記のサクラ色・ケヤキ色・ヒバリ色・ムサシトミヨ色に関しては使用を認める。

（カラーの場合）Ｃ→シアン、Ｍ→マゼンタ、Ｙ→イエロー

ブルー　（左）：Ｃ＝100％，Ｍ＝50％

オレンジ（右）：Ｙ＝100％，Ｍ＝80％

（単色の場合）

ブルーの部分　：黒 100％

オレンジの部分：黒 50％

（サクラ色の場合）

濃いピンク（左）：Ｙ＝20％，Ｍ＝70％

薄いピンク（右）：Ｙ＝10％，Ｍ＝40％

（ケヤキ色の場合）

濃いグリーン（左）：Ｃ＝50％，Ｙ＝70％

薄いグリーン（右）：C＝20％，Y＝50％

（ヒバリ色の場合）

濃いオレンジ（左）：Y＝90％，M＝80％

薄いオレンジ（右）：Y＝60％，M＝30％

（ムサシトミヨ色の場合）

濃い青（左）：C＝80％，M＝30％，Y＝15％

薄い青（右）：C＝40％，M＝ 0％，Y＝15％

(3)　市の信用や品位を損なうような使用は認めない。

(4)　使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占的使用は認めない。

(5)　政治活動・宗教活動等の使用は認めない。

(6)　使途が不明確な場合は認めない。

(7)　その他、その使用が著しく不適当と認められる場合は認めない。

（使用の中止等）

第５条　シンボルマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるときは、その使用を差し止め、または中止することができる。

（権利の設定等の禁止）

第６条　意匠法（昭和 34 年法律第 125 条）第６条及び商標法（昭和 34 年法律第 27 号）第５条に基づく権利の設定は、これをしてはならない。

（争論等の解決）

第７条　シンボルマークの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用する者の責務において解決しなければならない。

（庶務）

第８条　シンボルマークの使用に関する庶務は、総合政策部企画課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 18 年４月 22 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 19 年２月 13 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。